

花乃井中学校ラウンドテーブル

第1回 平成29年6月30日

大阪市西区役所・大阪市教育委員会

花乃井中学校の現状

花乃井中学校下では、近年のマンション建設により、まちが活性化する一方で児童・生徒が増加し、とりわけ西船場小学校では校地が狭いこともあり狭隘化が著しく進行しています。

このため、西船場小学校においては、併設の西船場幼稚園を鞆幼稚園に機能統合することで小学校用地を拡充し、新たに校舎増築を行うこととしました。

花乃井中学校については、現在のところ、直ちに校舎増築が必要という状況ではありません。

先日設置された「大阪市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム会議」（以下「PT」）においては、将来的には中学校の教室不足も懸念されるとされていることから、将来の生徒数見込みやPT議論の推移を見守る必要があります。

花乃井中 校下児童・生徒数及び学級数の推移見込（28年5月推計）

学校名	普通教室 (現状)	29年度 (2017)		30年度 (2018)		31年度 (2019)		32年度 (2020)		33年度 (2021)		34年度 (2022)	
		学級数	児童数										
西船場小	18	16	540	20	601	22	690	24	783	26	863	29	952

《西船場小学校の工事予定》 29年度：特別教室等を普通教室に転用（2教室）
31年3月～33年3月増改築（16教室）

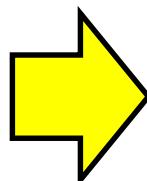
学校名	普通教室 (現状)	29年度 (2017)		30年度 (2018)		31年度 (2019)		32年度 (2020)		33年度 (2021)		34年度 (2022)	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数								
花乃井中	19	14	502	14	532	16	585	16	589	17	617	17	631
		35年度 (2023)		36年度 (2024)		37年度 (2025)		38年度 (2026)		39年度 (2027)		40年度 (2028)	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数								
		20	725	21	780	23	870	25	957	27	1,031	29	1,108

《花乃井中学校の工事予定》 34、35年度に特別教室を普通教室に転用（各1教室）
☆現校舎での普通教室は21教室までのため、将来校舎増築等の対応が必要となる見込み

(参考) 過大規模校に対する文部科学省の考え方

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き（平成27年1月策定）

☆ 31学級以上の学校 → 過大規模校



過大規模校については速やかにその解消を図るよう促している

- ①学校の分離新設
- ②通学区域の見直し など

*文部科学省では、31学級以上の過大規模校の新增築事業については、分離新設、通学区域の調整等適正規模化の方策が十分に検討された上で、やむを得ない場合に限り国庫負担の対象としている

花乃井中学校ラウンドテーブルの果たす役割

大阪市では、市長をトップとするPTを設置し、西船場小学校を初めとした市内中心部の学校の教育環境課題の改善を目指し、中長期的かつ新たな視点からの対策の検討を始めました。

このような大阪市における検討の状況・情報を、地域・保護者の皆様へ積極的に情報提供するとともに、そのご意見等を検討の場に適切にフィードバックする必要があるものと考えております。

このため、このラウンドテーブルにおいて、日頃から学校運営や地域のこども会・青少年活動等にご参画・ご協力いただいている地域・保護者のご代表との意見交換を行なってまいります。

ラウンドテーブルは、原則公開とするほか、その議事要旨および配付資料は、西区役所ホームページにて公表してまいります。

大阪市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム会議（PT）

＜設置の趣旨＞

市内中心部において児童・生徒数が急増しており、児童生徒の受入れに必要な対策が急務となっている。過大規模校や校地が狭隘な学校の急増対策について、中長期的な児童推計を作成するとともに、横断的な体制で従来の手法にとらわれない新たな視点で対応策の検討を行う

＜協議事項＞

- ・中長期的な児童生徒推計の算出方法の検討、対策を講ずる学校の選定
- ・推計に基づく対策対象校における対応案の作成、検討
- ・その他、児童急増対策に関連する事項の検討

＜構成員＞

市長、副市長、教育長、教育委員、教育委員会事務局関係部長、北区長、中央区長、西区長、都市計画局計画部長、その他関係局

ラウンドテーブルで意見交換を行うにあたって（1）

1 西船場小学校

- ・ この度の校舎増築によって、現段階で推計値が算出されている平成34（2022）年度までの必要教室数を確保できる見込みとなっています。
- ・ 去る3月の市会において、「西船場小学校の児童数がさらに増加し、今回増築する校舎でも教室が不足することが見込まれる場合は、狭隘な敷地にさらに増築するのではなく、小学校を分離新設するなど抜本的な教育環境改善策を講じること」が条例改正案可決時の附帯決議とされています。
- ・ 将来的にも児童数の増加が見込まれるため、中長期的な視点から対応策を検討するため、市長をトップとしたPTが発足しています。
- ・ 当面は、上記PTでの議論を注視していく必要があります。

ラウンドテーブルで意見交換を行うにあたって（2）

2 花乃井中学校

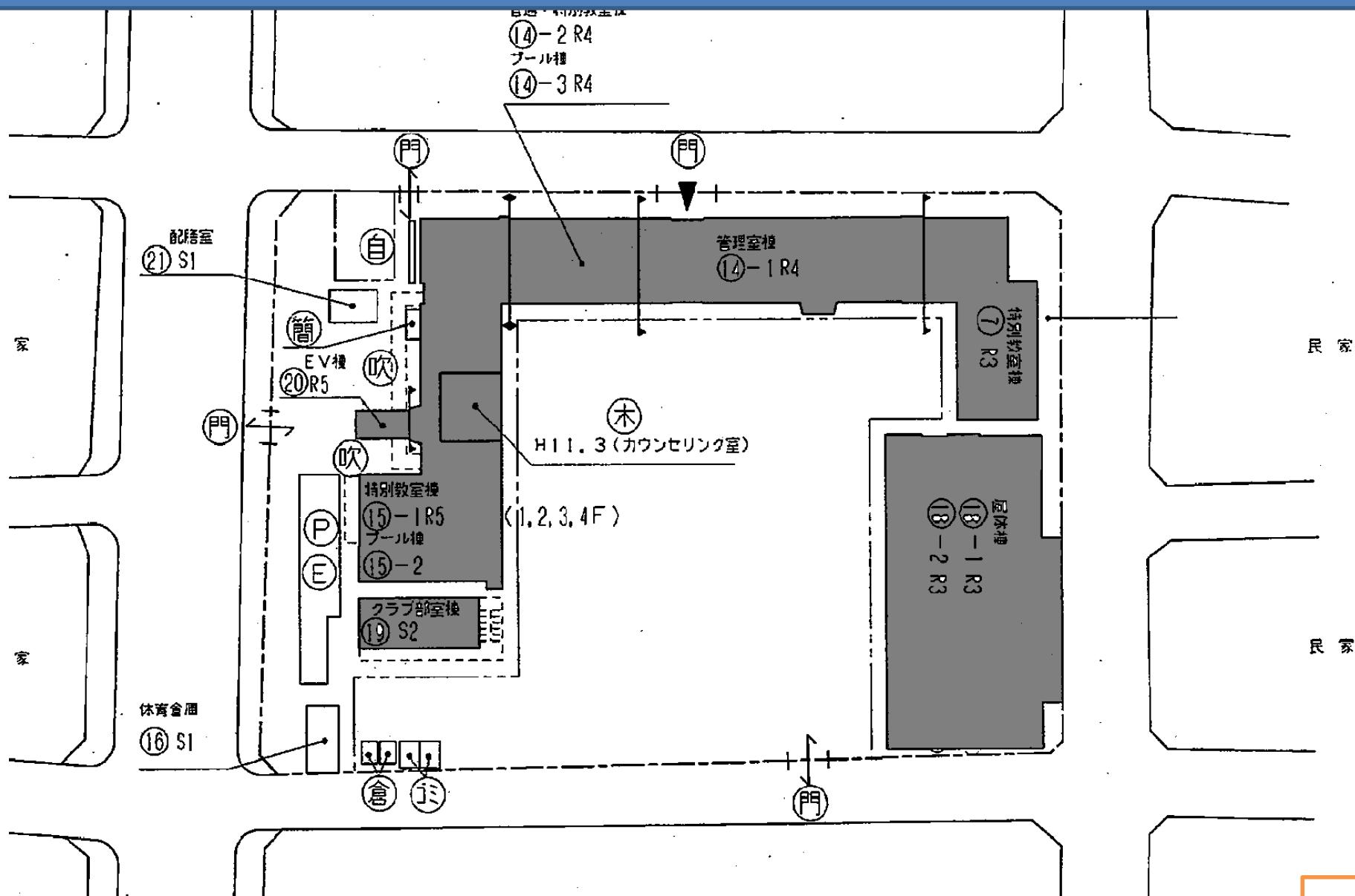
- 現時点の推計では、平成36年度（2024）まで既存の校舎で必要とする教室を確保できる見込みとなっていますが、将来的には生徒数が増加し、教室が不足することも見込まれることから、生徒数・学級数の推計とともにPTでの議論を注視してまいります。

3 本田小学校・明治小学校

- 現時点の推計では、特別教室を普通教室に転用することはあっても、校舎増築が必要となる程の児童数の増加は見込まれておりません。
- 今後の児童数推計において、校舎増築が必要となることが見込まれることとなった場合、ラウンドテーブルを設置し、教育環境課題について、地域・保護者の代表との意見交換を行うこととします。

校名	普通教室 (現状)	29年度 (2017)		30年度 (2018)		31年度 (2019)		32年度 (2020)		33年度 (2021)		34年度 (2022)	
		学級数	児童数										
本田小	19	19	581	20	618	20	642	21	703	22	733	23	793
明治小	11	11	302	11	322	11	333	13	390	14	433	16	494

花乃井中学校 校舎配置図



大阪市内中心部児童急増対策PT(第1回資料)

①児童急増対策の現状について

◆背景

- 人口の都心回帰により、市内中心部で児童・生徒数の急増による過大規模校・施設狭隘校が発生。
- 市内中心部の小中学校は校地狭隘であることが多く、過去に統合を重ねた経過等もある。
市内の平均的な小学校面積約10,000m² 中学校面積約15,000m² に対し
西船場小学校 約5,500m² 堀江中学校 約5,700m² 開平小学校 約3,600m²

◆各区における児童急増の状況

●北 区…区内小学校11校

平成28年度 122学級 ⇒ 平成34年度 195学級

●中央区…区内小学校7校

平成28年度 85学級 ⇒ 平成34年度 148学級

●西 区…区内小学校8校

平成28年度 117学級 ⇒ 平成34年度 184学級

小学校で必要な教室数が急増し、将来的には中学校の教室不足も懸念される

※学級数は平成28年5月時点推計に基づく通常学級数。

◆現状と課題

【現状】

これまで児童数推計については、住民基本台帳において実在する幼児数・児童数をもとに、事前協議段階で判明する大規模マンション（※）の建設予定等を加味し、6年間の推計を算出していた。

※ 住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの

【課題】

一部地域において、予想を上回る勢いで児童数の急増が見られることから、これまでの児童数推計では取りうる対応策に限界がある。

◆対応策の検討

【中長期的な児童数推計の作成】

- ・対応方針の決定に際し、10～20年程度の中長期的な児童数推計を作成する必要がある。

【算出方法の検討】

- ・急増している地域の実情に応じ、従来の児童数推計に加え、国勢調査・地価・人口動態の傾向等、必要となる外的要件について、民間ノウハウの活用も検討しつつ、中長期的な児童数推計を算出する。

②今後重点的に対応していく必要がある学校について

◆特に課題のある学校

●将来的に過大規模化が見込まれる事例

扇町小学校、中央小学校、※堀江小学校・日吉小学校

市内中心部につき分離新設に適した用地確保が困難な状況もある。

※堀江小学校・日吉小学校については、別途対応を実施

●過大規模には至らないものの増築により運動場の狭隘化が懸念される事例

開平小学校、西船場小学校 など

◆現状の急増対策

●増加が一時的であると見込まれる場合

- ① 特別教室等から普通教室への転用

●増加が恒常的であると見込まれる場合

- ① 3年先に必要な教室数を運動場へ増築（小学校3階建て、中学校4階建てが標準）
- ② 校区調整を実施
- ③ 用地を取得するなどして分離新設校を設置

（参考：この間の事例）

平成22年度開校 燃野小学校（鶴見区）

平成20年度開校 御幣島小学校（西淀川区） など

◆対応策の検討

●近隣民間ビルの賃借等により教室や校地を確保

セキュリティ面、建築基準法（採光）

●周辺市有地（公園等）の利活用

工事期間中における仮設校舎の建設

●狭隘な校地に高層型校舎の整備

建築・国庫負担といった法令等の規制緩和

など

（参考：市会での議論）

●急増地域における教育ニーズの増加にしっかり対応すべき

●校区内には適当な学校用地が見当たらないため、もと扇町高校の跡地を活用してはどうか など